の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第二項」に改め、同条第五号中「附則第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第二項」に改め、同条第六号中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第二項」に改め、同条第七号中「附則第五十三条第二項」を「附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第二項」に改める。

第一条の二第四項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第七条第一項」を「附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第一項」に、「四十万二千九百円」を「三十九万八千八百円」に改める。

第二条中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第八条第一項」を「附則第八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第八条第一項」に改める。

第四条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月以降」を「平成二十五年十月以降」に、「附則第二十七条第一項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項」に改め、同項の表第四欄中「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に、「〇・九八八」を「〇・九八七」に、「〇・九八九〇を」を「〇・九八〇を」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七」に、「〇・九八九〇」を「〇・九八〇」に改め、同条第二項中「附則第二十七条第一項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七」に、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあってはその額に〇・九九〇」に改め、同条第三項中「附則第二十七条第一項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項」に改め、同項の表第四欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第四項中「附則第二十七条第一項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項」に改め、同項の表第四欄中「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第五項中「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項」に、「次項の規定」を「次条の規定により読み替えられた次項の規定」に改める。

第五条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十八条第一項」を「附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項」に、「〇・九七七」を「〇・九六七」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七」に、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあってはその額に〇・九九〇」に改め、同条第二項中「附則第二十八条第一項」を「附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項」に改め、同項の表下欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七」に、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあってはその額に〇・九九〇」に改め、同条第三項中「附則第二十八条第一項」を「附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項」に改め、同項の表第四欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第四項中「附則第二十八条第一項」を「附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項」に改め、同項の表第四欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第五項中「附則第二十八条第一項」を「附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項」に、「次項の規定」を「次条の規定により読み替えられた次項の規定」に改める。

第六条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十九条第一項」を「附則第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改める。

第七条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十九条第一項」を「附則第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第一項」に改め、同項の表下欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「三十六万八千八百六十二円」を「三十六万五千九十一円」に、「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に、「二十二万六千三百円」を「二十二万四千円」に、「四十五万二千六百円」を「四十四万八千円」に、「七万五千四百円」を「七万四千六百円」に、「十八万四千四百三十一円」を「十八万二千五百四十五円」に、「十五万八百円」を「十四万九千三百円」に、「二十六万四千円」を「二十六万三千百円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「四五二、六〇〇円」を「四四八、〇〇〇円」に、「五二二、六〇〇円」を「五二、〇〇〇円」に、「七五、四〇〇円」を「七四、六〇〇円」に改める。

第十一条第二項中「以降の各年度」を削り、「当該年度の前年度」を「平成二十四年度」に、「、平成二十三年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率（一を上回る場合にあっては、一）」を「〇・九九〇」に改める。

第十二条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項」に改め、同項の表廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項第二号及び第二十六条第二号の項中「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に改め、同条第二項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項」に改め、同項の表第四欄中「〇・九七七」に、「〇・九八八」に改め、同条第三項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項」に改め、同条第四項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項」に改め、同項の表下欄中「〇・九七七」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に改める。

第十三条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十三条第一項」を「附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第一項」に改め、同項の表第四欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「九十六万四千三百円」を「九十五万四千四百円」に改め、同条第二項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「九十六万四千三百円」を「九十五万四千四百円」に改め、同条第三項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第一項」を「附則第五十三条第一項」に改め、同項の表第十五条第六項の項中「〇・九七八」を「〇・九六八」に改める。

第二十条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第四条及び第五条」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年国共済改正法附則第四条及び平成十六年国共済改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年国共済改正法附則第五条」に改め、同条第二項中「附則第四条第一項又は第五条第一項」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年国共済改正法附則第四条第一項又は平成十六年国共済改正法附則第五条の二の規定により読み替えられ